

多摩産材利用開発事業補助金交付要綱

平成24年4月1日付23産労農森第876号
平成25年5月1日付25産労農森第51号

(趣旨)

第1 知事は、東京都産の木である多摩産材の利用拡大を図るため、多摩産材製品の品質や魅力の向上に向け木材製品の利用開発事業を行う者が事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業及び補助金)

第2 補助対象事業、補助対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 事 業		
補 助 要 件	補助対象経費	補助額
多摩産材を利用した魅力ある製品の開発等に関する企画であり、主として商品化・実用化まで見込めるもの、多摩産材の普及に効果的であるもの	多摩産材を利用した木材製品の開発等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内で、上限を150万円とする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、多摩産材利用開発事業実施要領（平成24年4月1日付23産労農森第877号）第5の2により選定された後に、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が、次に掲げる団体等に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 1の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別記1）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 補助金の交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を

達成するため、別記2のとおり条件を付することができる。

(交付決定)

- 第5 知事は、第3の規定に基づく交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知する(第4号様式)。
- 2 知事は、1の通知に際して、適正な交付を行うために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第6 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(申請事項の変更)

- 第7 補助事業者は、申請事項について次に定める変更を行うときには、あらかじめ変更申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業に要する経費の20パーセントを超える増減
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 整備する施設等の種類、事業量、設置箇所、構造の変更
 - (4) 利用開発等取組内容の変更
- 2 1の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書(第2号様式)
 - (2) 変更収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、1の規定に基づく申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。
- 4 知事は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(第7号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第8 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第8号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

(事故報告等)

- 第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、1の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

(状況報告)

- 第10 補助事業者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

- 第11 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべき事を命ずる。
- 2 補助事業者が1の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずることができる。

(概算払請求)

- 第12 知事は、特に必要があると認めるときは、事業完了前に補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 1及び2の規定により補助金の概算払を受けたものは、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書(第10号様式)を知事に提出し、精算手続きをしなければならない。

(実績報告)

- 第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書（第2号様式）
 - (2) 収支精算書（第3号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第14 第13の規定による実績報告を受けたときは、知事は、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（第12号様式）するものとする。

(補助金の請求)

- 第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書1部（第13号様式）を提出するものとする。

(決定の取消し)

- 第16 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第17 知事は、第16の規定による取消しをした場合には、補助事業者には、補助事業者へ通知すると共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第18 補助事業者は、第17の1の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 1及び2に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第19 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18の1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

2 第18の1の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20 第18の2の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税額相当分の取扱い)

第21 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により報告しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第22 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第23 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の施設等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

2 知事が定める財産の種類及び期間は、別表のとおりとする。

(帳簿の整理、管理等)

第24 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第25 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、産業労働局農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

誓約書

東京都知事 殿

東京都多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第3の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記2（第4関係）
補助金の交付条件

- 1 補助事業者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業を当年度内に完了するものとする。当年度内に当該事業が完了しない（支払いが完了しない）場合は、補助金を交付しない。
また、交付決定前に事業着工したものについては、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、当該事業により開発した木材製品等（以下「財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、財産等を別表の期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業者は、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「取得等」という。）を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に返還しなければならない。
また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を都に納付させることがある。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 6 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

別表（第23関係）

財産の種類	期 間	補 助 金 返 還 の 範 囲
多摩産材利用開発事業により開発された木材製品	補助金交付の翌年度から起算して5年間	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の全部 本事業により、多摩産材の利用開発の目的で開発された木造製品等について、その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき 2 補助金の一部 本事業により、多摩産材の利用開発の目的で開発された木材製品等について、その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき

第1号様式（第3関係）

番
平成 年 月 日
号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金交付申請書

平成 年度多摩産材利用開発事業について、補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

第2号様式（第3，第7，第8，第9，第13関係）

(1) 事業（変更）計画（実績）書

- 1 利用開発の目的
- 2 得られる（得られた）成果
- 3 利用開発の取組
- 4 利用開発等の内容

施行場所	利用開発の対象	企画・実施内容	数量	単価	事業費 (A+B+C)	経費内訳			工期（予定）	
						都補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	着手年月日	完成年月日
				円	円					
計										

- (注) 1 「得られる（得られた）成果」欄は、どのような成果（都民の意識等、利用開発活動がどのような効果があったか）、具体的に記載すること。
- 2 「取組の内容」欄は、具体的な普及手段を記載すること。
- 3 添付書類は、補助金交付要綱第3、第7、第8、第9、第13に定めるものを添付すること。

第3号様式（第3，第7，第14関係）

(2) (変更) 収 支 予 算 (精算) 書

1 収 入

区 分	予 算 額	(精算額)	(増減額)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	予 算 額	(精算額)	(増減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 変更収支予算書にあつては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載する。

第4号様式（第5関係）

番
平成 年 月 日

申請者 殿

東京都知事

印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度多摩産材利用開発事業補助金については、補助金交付要綱第5の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
別記のとおり。

第5号様式（第7関係）

番
平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金に係る変更申請書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業
を下記のとおり変更したいので、多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第7の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（前回申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

第6号様式（第7関係）

番
平成 年 月 日

申請者 殿

東京都知事 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金に係る変更承認通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった標記事業の変更については、
多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第7の4の規定により承認します。

第7号様式（第7関係）

番
平成 年 月 日 号

申請者 殿

東京都知事 印

平成 年度多摩材利用開発事業補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった標記事業の変更については、
多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第7の4の規定により承認し、平成 年 月 日
付第 号による交付決定を下記のとおり変更します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件 別記のとおり

第8号様式（第8関係）

番
平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記事業について、
下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第8
の1の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況

第9号様式（第12関係）

番 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第12の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

事業費	補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第10号様式（第12関係）

番
平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金概算払精算書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 金 円

事業費	交付決定額	既受領額	今回請求額	返還額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第11号様式（第13関係）

番
平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金に係る実績報告書

平成 年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施した
ので、多摩産材利用開発事業補助金交付要綱第13の規定により、関係書類を添えてその
実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（別記第2号様式）
- 2 収支精算書（別記第3号様式）

第12号様式（第14関係）

番
平成 年 月 日

申請者 殿

東京都知事

印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で実績報告のあった平成 年度多摩産材利用
開発事業補助金については、補助金交付要綱第14の規定により実績報告書を審査したと
ころ適当と認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 金 円

第13号様式（第15関係）

番
平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度多摩産材利用開発事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付 第 号による交付決定額確定通知書に基づき、平成 年度多摩産材利用開発事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	
既受領額	
今回請求額	
返還額	

第14号様式（第21関係）

番
平成 年 月 日
号

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 印

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告）

平成 年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた多摩産材利用開発事業補助金について、交付要綱第21の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

総事業費	補助金交付額	消費税及び地方消費税 の仕入控除税額	備 考
円	円	円	